

平成 23 年度税制改正大綱（地方税関係）の概要

総務省

平成 22 年 12 月 16 日、平成 23 年度税制改正大綱が、税制調査会において取りまとめられ、閣議決定されました。地方税に関する概要は以下のとおりです。

1 個人住民税の諸控除

- 合計所得金額 400 万円超の納税義務者の成年扶養親族（23 歳以上 70 歳未満）に係る扶養控除（33 万円）について、負担調整措置を講じた上で廃止。
ただし、障害者、要介護認定者その他心身の状態等により就労が困難な扶養親族、65 歳以上の高齢者、学生については引き続き控除対象。

（注）上記の改正は、平成 25 年度分以後の個人住民税について適用する。

- 退職所得に係る個人住民税の 10% 税額控除を廃止。

（注）上記の改正は、平成 24 年 1 月 1 日以後に支払われるべき退職手当等から適用する。

※ 所得税における給与所得控除及び退職所得の 2 分の 1 課税の見直しは、自動影響

2 法人実効税率の引下げ

- 国税と地方税を合わせた法人実効税率を 5% 引下げ。（40.69% → 35.64%）
（実効税率の引下げ幅：法人税（国）▲4.18%、法人住民税（地方）▲0.87%）
- 全体として地方の税収に極力影響を与えないよう配慮。
- 都道府県と市町村の増減収を調整するため、道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲する（平成 24 年度から）。

3 環境関連税制等

- 地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担を踏まえ、地方財源を確保・充実する仕組みについて、平成 24 年度実施に向けた成案を得るべく更に検討。
- 航空機燃料税の税率の引下げに伴い地方に減収が生じないよう、航空機燃料譲与税の譲与割合を、平成 23 年度から平成 25 年度までの間、9 分の 2（現行：13 分の 2）とする。

4 市民公益税制

○認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金であっても、地方団体が条例において個別に指定することにより、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることができることとする。

○個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を5千円から2千円に引き下げる。

(注) 以上の改正は、平成24年度分以後の個人住民税について適用する。
(平成23年中の寄附金から対象)

5 地方税の充実と住民自治の確立に向けた地方税制度改革

◎ 地方税の充実

地域主権改革を進めていく観点から、地方税の充実が重要。

社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築。

◎ 住民自治の確立に向けた地方税制度改革

現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で抜本的に改革。

以下の事項等について検討。成案を得たものから速やかに実施。法制化が必要なものは、平成24年度改正から実現を図る。

○「自主的な判断」の拡大	○「執行の責任」の拡大
<ul style="list-style-type: none">・法定任意軽減措置制度（仮称）の創設・法定税の法定任意税化・法定外税化・制限税率の見直し	<ul style="list-style-type: none">・法定外税の新設・変更への関与の見直し・消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方自治体の役割の拡大

◎ 地方税における税負担軽減措置等の見直し

税負担軽減措置等について、固定資産税、不動産取得税等を中心に見直し。全体241項目のうち、廃止49項目、縮減15項目。

(参考) 平成 23 年度税制改正大綱の概要 (国税分)

(財務省作成資料より抜粋)

法人課税

- 我が国企業の国際競争力の向上や我が国の立地環境の改善等を図り、国内の投資拡大や雇用創出を促進するため、国税と地方税を合わせた法人実効税率を5%引き下げる〔40.69%⇒35.64%〕。
- このため、法人税率を30%から25.5%へ4.5%引き下げる。
- 中小法人に対する軽減税率を18%から15%へ3%引き下げる。
- 法人実効税率の引下げとあわせ、財源確保のための課税ベースの拡大として、特別償却や準備金制度等の租税特別措置の廃止・縮減のほか、減価償却速度の見直しや大法人に係る欠損金の繰越控除の一部制限等を行う。

消費課税

- 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの約9割を占めるエネルギー起源CO₂の排出を抑制する観点から、「地球温暖化対策のための税」を導入する。
⇒ 全化石燃料を課税ベースとする石油石炭税にCO₂排出量に応じた税率を上乗せ
上乗せする税率：原油及び石油製品 760 円/kl (現行 2,040 円/kl)
ガス状炭化水素 780 円/t (現行 1,080 円/t)
石炭 670 円/t (現行 700 円/t)
平成 23 年 10 月 1 日施行。平成 27 年 3 月 31 日までの間、所要の経過措置を講じる。
- 航空機燃料税の税率を、平成 23 年度から平成 25 年度までの間、1 万 8,000 円/kl (現行：2 万 6,000 円/kl) とする。沖縄路線 (1/2 の税率)、離島路線 (3/4 の税率) についても、同じ比率となるよう引き下げる。また、航空機燃料譲与税の譲与割合を、平成 23 年度から平成 25 年度までの間、9分の2 (現行：13分の2) とする。

平成 23 年度税制改正大綱（抜粋）

第 2 章 各主要課題の平成 23 年度での取組み

6. 環境関連税制

(1) 地球温暖化対策のための税の導入

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題です。欧州諸国を中心とした諸外国では、1990 年代以降、燃料などの CO₂ 排出源に対する課税を強化し、価格メカニズムを通じた CO₂ 排出の抑制や企業による省エネ設備導入の支援などを行う施策が進められています。

我が国では、温室効果ガスの約 9 割をエネルギー起源 CO₂ が占めており、エネルギー基本計画（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）においては、地球温暖化対策等を強力かつ十分に推進することにより、エネルギー起源 CO₂ を 2030 年に 1990 年比▲30%程度、もしくはそれ以上削減することを見込んでいます。

こうした状況に鑑み、我が国においても税制による地球温暖化対策を強化するとともに、エネルギー起源 CO₂ 排出抑制のための諸施策を実施していく観点から、平成 23 年度に「地球温暖化対策のための税」を導入することとします。

具体的な手法としては、広範な分野にわたりエネルギー起源 CO₂ 排出抑制を図るため、全化石燃料を課税ベースとする現行の石油石炭税に CO₂ 排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」を設けることとします。

この特例により上乗せする税率は、原油及び石油製品については 1 キロリットル当たり 760 円、ガス状炭化水素は 1 トン当たり 780 円、石炭は 1 トン当たり 670 円とします。

このように「広く薄く」負担を求めることで、特定の分野や産業に過重な負担となることを避け、課税の公平性を確保します。また、導入に当たっては、急激な負担増とならないよう、税率を段階的に引き上げるとともに、一定の分野については、所要の免税・還付措置を設けることとします。併せて、燃料の生産・流通コストの削減や供給の安定化、物流・交通の省エネ化のための方策や、過疎・寒冷地に配慮した支援策についても実施することとします。

(2) 揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税

国及び地方の財政事情は引き続き非常に厳しい状況にあることや、地球温暖化対策の観点も踏まえ、引き続き、平成 23 年度においては、揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税について当分の間として措置されている現在の税率水準を維持することとします。

軽油引取税の当分の間税率を当面継続するにあたり、これと一体の措置である営業用トラック、バスに対する運輸事業振興助成交付金については、これに関する地方交付税措置を含め、継続します。

なお、交付金制度の透明性の向上を図るとともに、交付金基準額の確実な交付を確保するため、法整備等を受け所要の措置を講じます。

(3) 森林吸収源対策

温室効果ガスの削減に係る国際約束の達成等を図る観点から、森林吸収源対策を含めた諸施策の着実な推進に資するよう国全体としての財源確保を引き続き検討します。

(4) 地球温暖化対策に関する地方の財源確保

地球温暖化対策を推進するためには、地域において主体的な取組が進められることが不可欠です。既に地方公共団体が、地球温暖化対策について様々な分野で多くの事業を実施していることを踏まえ、エネルギー起源CO₂排出抑制策、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるため、地方公共団体の財源を確保する仕組みについて検討します。

第3章 平成23年度税制改正

9. 検討事項

[国税・地方税共通]

(5) 地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担を踏まえ、地方財源を確保・充実する仕組みについて、平成24年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進めます。

4. 法人課税

(1) 地方税制

[地方税]

- ① 国税と地方税を合わせた法人実効税率を5%引き下げするため、法人税の基本税率の引下げに伴い、法人住民税率を維持することとし、法人住民税の実効税率を0.87%引き下げます。
- ② 法人実効税率の引下げによる都道府県と市町村の法人関係税の増減収を調整するため、平成24年度から道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲します。

第2章 各主要課題の平成23年度での取組み

9. 地域主権改革と地方税制

(1) 地方税の充実

地方税は、住民自治を支える根幹であり、地域主権改革を進めていく観点から、地方税を充実することが重要です。

また、少子高齢化が進み、社会保障制度を支えている地方自治体の役割がますます増大する中で、社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築します。

「平成23年度税制改正大綱」について

平成 22 年 12 月 16 日
全国知事会地方税制小委員長
富山県知事 石井 隆一

本日、「平成 23 年度税制改正大綱」が閣議決定された。

これまでとりまとめにあられた政府税制調査会委員各位のご尽力に敬意を表する。

1 地球温暖化対策のための税について

全国知事会は、揮発油税等の「当分の間税率」について廃止等を行う場合には、軽油引取税の「当分の間税率」について「地方環境税（仮称）」として課税することを提案してきたが、いずれの「当分の間税率」も現在の水準を維持することとなった。

また、地球温暖化対策のための税を石油石炭税に上乗せして課税する場合には、地方公共団体が地球温暖化対策をはじめとする環境施策の推進において国以上に大きな役割を担っていることを踏まえ、その一定割合を地方税源化すべきことを提言していたが、地球温暖化対策のための税として、石油石炭税にCO₂排出量に応じた税率を上乗せする特例を、平成 23 年 10 月 1 日から段階的に実施することとされたものの、地球温暖化対策譲与税等の導入が見送られたことは誠に残念である。今回の税制改正大綱においては、「地球温暖化対策に関する地方財源を確保・充実する仕組みについて、平成 24 年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める」こととされたところであり、今後の税制改正論議を通じて、地球温暖化対策に地方公共団体が果たす役割を適切に反映した新たな地方税源化等の制度が速やかに創設されるよう強く求める。

総務省が提起していた自動車税と自動車重量税を一本化して地方税とする環境自動車税の構想についても、検討を先送りすることとされたが、今後その実現に向けて具体的な議論が深められることを期待する。

2 地方法人課税等について

国・地方を合わせた法人実効税率を5%程度引き下げるため、法人税率引下げ後の法人住民税率を維持することにより、法人住民税の実効税率を0.87%引き下げることとされる一方、課税ベースの拡大による法人事業税の増収が見込まれることから、地方法人二税については、減収が回避されることとなった。

これは、法人税率の引下げに伴う地方税の減収は地方税の充実により財源確保すべきとした全国知事会の主張に沿ったものであり、評価したい。

併せて、航空機燃料税を引き下げの中で地方への譲与割合を引き上げることに
より航空機燃料譲与税の総額は確保するとされたこと、各種控除の見直しにあた
って所得税と住民税の整合が確保されたことについても、全国知事会の主張に沿
ったものと評価している。

3 地域主権改革と地方税制について

地方消費税については、昨年度の税制改正大綱、地域主権戦略大綱に引き続き、
「少子高齢化が進み、社会保障制度を支えている地方自治体の役割がますます増
大する中で、社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実
など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築する」との方針
が確認された。

真の地方分権改革を実現するためには、この方針に沿った税制改革の実現が必
要不可欠であり、地域主権の実現を最優先課題とする政権の原点に立ち返った真
摯な取り組みを強く求める。

4 国と地方の実質的な協議について

政府税制調査会においては、全国知事会をはじめ地方三団体から地方税制に関
する意見聴取を行ったものの、地方税制は地方の自主財源の根幹をなすにもかか
わらず、今回も地方との実質的な協議を経ずに決定された。

全国知事会がかねてから主張しているとおり、国と地方の協議の場において、
税制等のテーマを専門的に取り扱う分科会を設置するなど、地方税制に関する地
方の声を十分反映できる仕組みを構築すべきである。

本日の税制改正大綱決定を受けて、平成 23 年度当初予算編成がいよいよ大詰め
の段階を迎えることとなる。

国の社会保障費の自然増 1 兆 3 千億円に対応する地方財源 7 千億円の確保を含
め、平成 22 年度の水準を実質的に下回らないよう地方一般財源総額を確保すると
された概算要求の考え方を貫徹することはもとより、地方交付税について、法人税
率の引き下げに伴う総額の減少を適切に補てんし、特別加算額を含め、平成 22 年
度を上回る交付税の総額を確保するよう、改めて強く求めるものである。

2 地方環境税(仮称)の創設と地球温暖化対策税の創設に伴う地方税財源の確保

1 地方環境税(仮称)の創設

- 現行の軽油引取税の当分の間税率部分について、地方環境税(仮称)(地方税)として課税。

※地球温暖化対策の推進と整合性のとれた地方税制の構築。

※温暖化効果ガス削減のインセンティブとするためには、環境負荷が発生する消費段階での課税が効果的。

※税源が大都市地域に偏在しない。

2 地球温暖化対策税の創設に伴う地方税源の確保

- 地球温暖化対策のための税のうち、石油石炭税と併せて徴収される部分については、その一定割合を地方税源化。

※地方公共団体も地球温暖化対策をはじめとする環境施策の推進において大きな役割を担っている。

3 現行地方揮発油譲与税の総額の確保

- 地球温暖化対策の観点から揮発油に対して地球温暖化対策のための税(国税)を課税するとしても、現行地方揮発油譲与税としての総額は確保。

3 環境自動車税(仮称)の創設

- CO₂排出削減と地方税源確保の観点から、自動車税と自動車重量税を一本化し、「環境自動車税」(地方税)を創設。

全国知事会 政府税調への説明資料 (H22.10.28)

地球温暖化対策関係税の全体イメージ

